

社会福祉法人 うぐいす福祉会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人うぐいす福祉会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下、「役員等」とする)の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1)常勤役員については、報酬、賞与及び退職手当を支給することができる。
 - (2)非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給することができるものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

ただし、次の(1)~(2)については、每期予算編成時または支給時における諸般の事情を考慮して、規定額以内において決定することができる。

- (1)報酬については、別表1に定める額
- (2)賞与については、別表2に定める額
- (3)退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4)通勤手当については、職員給与規程第22条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1)報酬については、別表4に定める額
- (2)非常勤役員等が職務のため出張したときは、職員旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料など)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 毎月の報酬の締切日及び支払日については、職員給与規程第7条に準じた日とする。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期満了、辞任又は死亡により退職した後、1ヶ月以内に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、当該会議又は業務に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(常勤役員の報酬等の日割り計算)

第7条 新たに就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任された場合の報酬額については、職員給与規程第11条(控除額の計算方法)により算出された額を控除して支払う。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、端数を切り上げて計算する。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項に定める等の支給基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、定款第10条により評議員会の決議を受けて行う。

附則

1. この規程は、平成29年6月17日より施行する。

2. この規程は、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員が会議等に出席した場合、この規程第4条を準用することができる。

別表1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 110,000 円

ただし、常勤役員各年度の総支給額は、別表第2(賞与)を含め、1,540,000 円を超えてはならない。

別表2 (常勤役員等の賞与)

1. 支給月は、7月及び12月とする。
2. 支給額は、原則として、報酬月額1ヶ月分とする。
3. 支給時の経営状況により、支給をしないことがある。

別表3 (常勤役員等の退職金算定式)

1. 退職金支給額 = 報酬月額 × 在任年数 を最高額とする。
2. 報酬月額は、在任時の最高月額を採用とする。また、在任年数は、1ヶ年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。
3. 支給については、評議員会の決議を受けて支給することとする。ただし、支給時の経営状況により、支給しないことがある。

別表4(非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

項目	支給額
評議員会の出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

ただし、定款第8条により各年度の総支給額は、70,000 円を超えてはならない。

(2) 理事

項目	支給額
理事会等会議の出席	日額 3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 3,000 円

(3) 監事

項目	支給額
理事会等会議の出席	日額 3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 3,000 円

ただし、非常勤役員(理事、監事)の各年度の総支給額は、160,000 円を超えてはならない。

評議員等の区分毎の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	備 考
評議員	70,000円	
理 事	1,650,000円	
監 事	50,000円	
合 計	1,770,000円	